

# 平成29年第1回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年1月25日(水) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員15名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠席)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

(欠席)

### (2) 欠席委員

12番 坂本 昭信 14番 大宮 正

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

(4) 議案第4号 農業委員の辞任の同意について

## 7 報告事項

(1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第2号 農地法施行規則該当転用届について

(3) 報告第3号 農地法の適用を受けない土地の証明願について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:55

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号16番 新谷 義治 委員 及び 議席番号1番 坂下 正幸 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第1号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第1号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 申請番号1番です。土地の所在は、小田屋町〇〇の田 476 m <sup>2</sup> 、小田屋町〇〇の田 604 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 22 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 741 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 928 m <sup>2</sup> 、小田屋町〇〇の畑 195 m <sup>2</sup> 、小田屋町〇〇の田 36 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 168 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 13 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 3.30 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 49 m <sup>2</sup> 、小田屋町〇〇の田 6.61 m <sup>2</sup> 、同じく〇

○の田 56 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 46 m<sup>2</sup>で譲受人は金沢市の○○さん、譲渡人は金沢市の○○さんです。譲受人の耕作面積は 0 m<sup>2</sup>（今回申請 3,343.91 m<sup>2</sup>）で耕作者数は1名です。

申請番号2番です。土地の所在は、縄又町○○の畑 148 m<sup>2</sup>、縄又町○○の田 340 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 231 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 39 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 35 m<sup>2</sup>、縄又町○○の田 158 m<sup>2</sup>、縄又町○○の田 23 m<sup>2</sup>、同じく○○の田 214 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 89 m<sup>2</sup>、縄又町○○の田 535 m<sup>2</sup>、縄又町○○の田 928 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 16 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 201 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 119 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 261 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 842 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 188 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 23 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 92 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 59 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 66 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 155 m<sup>2</sup>、同じく○○の畑 469 m<sup>2</sup>、縄又町○○の田 2.29 m<sup>2</sup>、縄又町○○の畑 138 m<sup>2</sup>で譲受人は縄又町の○○さん、譲渡人は金沢市の○○さんです。譲受人の耕作面積は 7,960 m<sup>2</sup>で耕作者数は3名です。

申請番号3番です。土地の所在は、三井町仁行○○の田 963 m<sup>2</sup>で譲受人は三井町仁行の○○さん、譲渡人は三井町仁行の○○さんです。譲受人の耕作面積は 6,941 m<sup>2</sup>で耕作者数は3名です。

なお、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、合計 41 筆 10,041.20 m<sup>2</sup>で内訳は田が 6,980.20 m<sup>2</sup>で畑が 3,061 m<sup>2</sup>です。

議長 それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号8番 田中 喜義委員よりご意見をお願いいたします。

田中委員 はい、8番田中です。申請人のお二人は元は小田屋町に住んでいましたが現在は金沢に住んでいます。そこで本人に連絡するために区長さんに連絡先を聞いたのですが、元輪島高校の職員であったので個人情報でもあり教えていただけませんでした。そこで区長さんから連絡をしてもらい私に連絡してもらおうようにしましたが連絡はありませんでした。譲渡人は財産を持っていると都合が悪い事もあり譲受人に渡すことになりました。本人に連絡がとれませんでしたので小田屋町の詳しい方にお聞きしたところ、小田屋町は中山間直接支払に加入していますが、申請地は耕作していないため協定で管理しているそうです。兄弟間と言う事で周

	<p>困に及ぼす影響はありませんが、集落の方が心配しているのが、中山間直接支払の管理地なので所有者が変わると書類を変更しなければいけないとの事ですので、許可する際には中山間直接支払に加入するようにお伝えいただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、1 番坂下です。本年もよろしく申し上げます。5 ページをお開きいただきたいんですが、この間の土曜日に現地確認という事で譲受人に連絡しましたがとれず、縄又町に行ったところ偶然出会い、一緒にまわってもらえるという事で杉木田と巻口と山堂を確認してきました。雪が多くて歩いてまわってきたところですが、杉木田は田んぼを作っていました。イノシシが入ってどうもならないので今年は作ろうと思っており、電気柵を仲間内 3 人でやってみるとの事でした。巻口はなんとか行って見ましたけど、もうこれ以上管理できないが勘弁してほしいと伝えてほしいという状態でした。残りの場所は雪がひどくて車では行けませんでした。巻口や山堂のような感じですよとの事でした。という事で所有者が変更しても影響はありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 9 番 田中 喜義委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>はい、9 番新澤です。譲受人は高齢の方なんです。譲渡人は自分の会社の敷地の裏で、私の記憶では少し前に農業委員会で見た所だと思うんですが、ハウスでどじょうをされていて、今はハウスが一棟建っていてこれからもしていきたいという話をしていましたのでどじょうはいないように思います。農業参入などしていきたいと考えているようです。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
事 務 局	<p>(田中さんの意見に対し) 申請人にお伝えします。</p>

各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第1号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第1号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第2号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書9ページをご覧ください。議案第2号の農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。</p> <p>申請番号1番です。土地の所在は、門前町和田〇〇の畑 56 m<sup>2</sup>で譲受人は門前町和田の〇〇さん、譲渡人は門前町和田の〇〇さんです。転用目的は露天駐車場用地です。</p> <p>以上1筆 56 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 56 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地である事から第2種農地と考えており、また住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものとして妥当と考えております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号4番 山本 秀夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>23日は現地調査でありましたけども、譲受人本人より相談がありまして現地を2回ほど見て手続きなどアドバイスをしております。この現地は以前は農地でありましたけども、地震以降仮に駐車場として利用しておりました。今回、正式に野外駐車場として利用したいという事で申請に至りました。農地は宅地の間で自宅の隣接地であり、周囲に及ぼす影</p>

	響はありません。ご報告いたします。以上です。
議 長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第2号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第2号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第3号】の農地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は7件ですが、6番については利用権を設定する者が死亡のため取り下げとなり、6件となります。すべて農地中間管理機構への利用権設定です。 申請番号1番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町百成大角間の〇〇さんで土地の所在地等は門前町鶺山〇〇の畑 1,700 m <sup>2</sup> の新規で契約期間が平成29年3月1日から平成39年2月28日までの10年間で10aあたり3,000円の貸借権の設定です。 申請番号2番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町皆月の〇〇さんで土地の所在地等は門前町鶺山〇〇の畑 818 m <sup>2</sup> の新規で契約期間が平成29年3月1日から平成39年2月28日までの10年間で10aあたり3,000円の貸借権の設定です。 申請番号3番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町鶺山の〇〇さんで土地の所在地等は門前町鶺山〇〇の畑 1,503 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の畑 318 m <sup>2</sup> 、同じ

く〇〇の畑 384 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 3,000 円の貸借権の設定です。  
申請番号 4 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町大滝の〇〇さんで土地の所在地等は門前町鶴山〇〇の畑 190 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 3,000 円の貸借権の設定です。  
申請番号 5 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町五十洲の〇〇さんで土地の所在地等は門前町鶴山〇〇の畑 431 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 3,000 円の貸借権の設定です。  
申請番号 7 番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町百成大角間の〇〇さんで土地の所在地等は門前町鶴山〇〇の畑 1,283 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 520 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 2 月 28 日までの 10 年間で 10 a あたり 3,000 円の貸借権の設定です。  
以上、畑が 7,147 m<sup>2</sup>で作物はその他です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第 3 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 （「異議なし」との声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に【議案第 4 号】の委員の辞任について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい。ご説明いたします。  
議案書の別紙にありますとおり、退職委員は坂本 昭信委員で退職理由

	<p>は一身上の都合です。委員の辞職に関しましては、農業委員会等に関する法律第 16 条に基づき、委員会の同意を得た上で市長に対し退職届を提出し退職となります。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>石倉ですが、事務局の方から委員会の同意を基にとあったんですが、理由が一身上の都合とあるのですが具体的な理由はわかりますか。</p>
事 務 局	<p>自分ももう少し頑張っしてほしいとお話をさせていただいたのですが、昨年の 11 月頃に体調が悪く入院された事があって、結果的には退院されたのですがその時から体力がぐんと落ちて委員会の業務も体力的にも精神的にもすごく重く感じる事になりできれば委員の職を任期途中ではありますが辞したいという事でお話がありました。そういう事でもありまして事務局としても身体のことという事で無理に続けていただく事をお願いする事ができませんでした。それで今回の総会にかけるという事になりました。</p>
石倉委員	<p>健康上の都合という事ですね。</p>
事 務 局	<p>そのとおりです。</p>
議 長	<p>そこでお認めになれば農業委員の守備範囲が多少違ってくるんじゃないかと思しますので、それについては決定した後にご相談しますので守備範囲については後でお知らせします。</p> <p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>

	次に【報告第1号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 17 ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。</p> <p>1番です。土地の所在は門前町小滝〇〇の田 16 m<sup>2</sup>ほか 6 筆 1,061 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1,061 m<sup>2</sup>です。相続人は白山市の〇〇さんで届出日は平成28年12月14日で届出事由は相続です。</p> <p>2番です。土地の所在は別所谷町〇〇の田 145 m<sup>2</sup>ほか 46 筆 12,058 m<sup>2</sup>で内訳は田が 24 筆 4,667 m<sup>2</sup>で畑が 23 筆 7,391 m<sup>2</sup>です。相続人は別所谷町〇〇さんで届出日は平成28年12月21日で届出事由は相続です。</p> <p>以上合計 54 筆 13,119 m<sup>2</sup>で内訳は田が 5,728 m<sup>2</sup>、畑が 7,391 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議長	はい。これより質疑を許します。
石倉委員	問題どうこうではないんですが、非農地通知の関係で相続登記の時には出来るだけ切り替えするような話も伝え、よく説明して手続きをしてもらう方がいいような気がしますので事務局は改善をお願いします。
事務局	わかりました。
議長	<p>ほかになければ【報告第1号】を終わります。</p> <p>次に【報告第2号】の農地法の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 20 ページをお開きください。報告第2号農地法施行規則該当転用届です。今月は3件です。</p> <p>1番です。土地の所在は三井町与呂見〇〇の田 822 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>2番です。土地の所在は門前町千代〇〇の田 361 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。</p> <p>3番です。土地の所在は石休場町〇〇の田 1,302 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>で申請人</p>

	<p>は金沢市の〇〇で利用状況は携帯電話基地局です。 合計3筆27㎡で内訳は田が27㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号9番 新澤 晟委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新澤委員	<p>はい、9番の新澤です。田となっていますが畑も一部作っており残りが田となっています。ほんの道路の下の位置ですし、今耕している田んぼには影響はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に申請番号2番について地区担当委員議席番号2番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。</p>
石倉委員	<p>はい、石倉です。現地確認したことについてご報告いたします。現地確認をした結果なのですが、この場所につきましては下流の方に千代地区がありますけども、今回設置予定のこの箇所については県道沿いの田んぼ地帯から外れたところにあります。そういう事で去年は水稻耕作がありましたけどもほんの道路際の一枚だけという事で外に影響はないと見受けられましたので報告いたします。また、現地確認した日については1月23日の午後3時半です。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号3番について地区担当委員議席番号6番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい、6番の安です。現地確認してきましたのでご報告いたします。23ページをお開き下さい。この場所は登記地目、現況地目とも田となっていますが数年前より耕作放棄地となっており雑種地の様になっています。また周囲については耕作者の変更により周囲に及ぼす影響はありません。申請地の10m以内にもauの携帯基地局があり、ドコモの携帯基地局がありその真ん中あたりに申請しているという事でいずれにしても周りに何ら影響はございませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>

各委員	(意見・質疑なし)
議長	<p>質疑がないようですので【報告第2号】を終わります。</p> <p>次に【報告第3号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 25 ページをお開きください。報告第3号非農地証明願承認についてです。今月は3件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町曾々木〇〇の畑 138 m<sup>2</sup>で申請人は町野町曾々木の〇〇さんで利用状況は露天駐車場です。申請者の先代が昭和30年頃より作業場として利用しており農地に復元が難しいものとして、今回非農地証明願が出ています。</p> <p>2番です。土地の所在は門前町浦上〇〇の畑 211 m<sup>2</sup>で申請人は門前町浦上の〇〇さんで利用状況は山林です。既に山林原野化しており農地に復元が難しいものとして、今回非農地証明願が出ています。</p> <p>3番です。土地の所在は門前町道下〇〇の畑 1,094 m<sup>2</sup>で申請人は金沢市の〇〇さんで利用状況は露天資材置場です。申請者の先代が建設会社に貸しており農地に復元が難しいものとして、今回非農地証明願が出ています。</p> <p>以上合計3筆 1,443 m<sup>2</sup>で内訳は畑が 1,443 m<sup>2</sup>です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番については地区担当委員議席番号5番 森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>はい、5番森谷です。この1番についてですが、1月23日に山崎、東委員、行政書士と事務局と私で立ち会いをしております。現状は先ほど写真を見たとおりのようですが、登記地目が畑で現況地目が宅地となっておりますが、現況を今見ますと砂地の畑で草が生えている状況となっております。現在宅地となっているという事は先ほど事務局がおっしゃったように建物があつたという事で現況が宅地となっていると思います。現在は撤去して無いんですがそういう状況でありました。27ページの資料でいきますと赤い丸印が申請地となっておりますがその横に道路があるという事でずっと昔ですと役所なんかが無償で土地を提供してくれると道路を建設してくれるといった絡みで市に道路で寄付した感じで現在は両横</p>

	<p>が側溝となっており市道となっているような感じでした。申請者は曾々木となっていますが現在は兵庫県に住んでいるという事で将来的には市に寄付するような事を行政書士さんに話していた事を聞いております。いずれにしましても周囲に何ら影響はありませんのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは申請番号2番については地区担当委員議席番号13番 東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>はい、東です。2番について1月18日に申請者より電話をいただきまして23日に現地確認すると知らせが来たけど20日から入院するとの事でどうすればいいという事で19日に行って申請者に同行して現地を確認してきました。実際に行ってみると狭い市道の所から谷を一回下って中に川があって山に登らないといけないという事で結構道もないような状況でした。ここがそうだと言われた所は40年ほど前に植林して電信柱より太いくらいの木が生えており森林化しておりました。23日に職務代理、山崎委員と見に行っただんですがその日は雪で現場まで直接行けず目視確認させていただきました。周りは森林化しておりまして農地に対する影響はございません。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは申請番号3番については地区担当委員議席番号11番 山崎 覺治委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>はい、11番山崎です。23日に事務局並びに森谷職務代理と私、東委員と行政書士立ち会いの下現地を確認してきました。昔の畑の形はなかったけれどもだいたい1反ほどの面積で、道路に向かって左側に砂の山と右手にU字溝などがありました。何十年前にやった事ですのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは【報告第3号】を終わります。</p>

	<p>以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p> <p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について坂下委員より報告願います。</p>
坂下委員	<p>(坂下委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)</p>
議長	<p>それでは第1回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>どうもご苦労さまでした。</p>

平成29年1月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 16番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 1番

\_\_\_\_\_